千葉県
行政書士会

東葛支部だより

令和５年４月号
第 133 号(春季)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部　千葉県野田市七光台 316-17 TEL：04-7129-0803
ホームページ：https://www.tohkatsu-gyosei.jp
発行人：伊佐 智　　編集者：渡邊英子　福島光三　飯田利治　半田直子

東葛支部支部長挨拶　伊佐 智

令和元年（2019 年）５月に東葛支部長の重責を拝命し、早いものでこの５月で丸４年となります。その間、私たちに共通の資格である行政書士制度の発展のため、先輩方の築き上げてきた東葛支部の伝統を守りつつ、時代の変化に対応し続けることを意識して支部運営を行って参りました。新型コロナウイルス感染症の流行など、これまでに経験のない事態に見舞われることもございましたが、皆様のご協力のもと、ここまで進んでくることができましたことに感謝申し上げます。

■次年度予算について

新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻、円安による輸入コストの増加などを原因として、燃料・エネルギーを中心に、急激な物価高に見舞われており、その影響で家計の年間支出は 2023 年度中には前年度と比べて 13 万円程増えるという民間の調査結果もございます。こうした情勢下でも事業計画を適切に執行するため、令和５年度予算案は、賀詞交歓会、親睦旅行、事業活動に伴う日当などを中心に、大幅に見直しを行います。東葛支部の定時総会は５月 13 日土曜日に開催予定です。会員の皆様のご出席をお待ちしております。

■行政手続きのデジタル化について

東葛支部の関谷一和会員（日本行政書士会連合会デジタル推進本部専門員・前千葉県行政書士会副会長）の Special Report「行政手続きのデジタル化と行政書士の役割について」が、日本行政３月号に掲載されました。興味深い内容ですので、ご一読の程お願い申し上げます。

この中でも少し触れられておりますが、当初、政府による「行政手続きのデジタル化」に、行政書士の居場所は確保されておりませんでした。例えば、緊急事態宣言の影響緩和のための一時支援金申請は、基本的には電子申請によることとされており、その申請手順の中に「登録確認機関」による事前確認の作業が組み込まれていましたが、行政書士は登録確認機関の募集対象外とされていました。これが日行連の要請を受け、中小企業庁より登録確認機関となることが認められることとなったのです。登録確認機関としての活動実績の他、総務省の委託事業であるマイナンバーカード代理申請手続事業での行政書士の活躍（５万件の目標に対し、７万件の申請実績）が評価されたことなどにより、日行連の「行政手続のデジタル化を進めるにあたり、システムへの信頼、ひいては利用率を向上させるためには、代理申請機能の実装が必要である」という主張が、政府にも浸透してきているものと思われます。

行政書士がデジタル化の中でその責任を果たしていくためには、行政書士会の活動と、各単位会での会員の皆様のご協力による実績作りという二つの力が必要です。このどちらが欠けても、デジタル化において期待される行政書士の役割を果たすことはできません。既に日行連デジタル推進本部は、在留申請オンラインシステムや建設業許可・経営事項審査電子申請システムの実現までに様々な形でかかわりを持ち、そのこともあって電子申請においても行政書士の申請取次や代理申請が可能となっております。次は私たちがこれを積極的に利用し、実績を積み上げる番です。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

（東葛支部支部長　伊佐智）

新年賀詞交歓会開催

本年の新年賀詞交歓会を日政連千葉会東葛地区との共催で、下記のとおり開催しました。

当日は来賓として各市の市長・友誼団体代表をお招きし、また、多数の会員の出席がありました。

日時：令和５年１月 21 日（土）
　　午後４時開会
場所：ザ・クレストホテル柏

【出席ご来賓】

野田市長　鈴木有様
柏市長　太田和美様
我孫子市長　星野順一郎様
千葉県社会保険労務士会東葛支部
　支部長　松村淑恵様
千葉県税理士会松戸支部
　副支部長　中條芳正様
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会松戸支部
　支部長代理 本部理事　高橋和義様
千葉県行政書士会 会長　四本平一様
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部
　副支部長　関谷一和様

【出席会員数】63 名

第3回支部研修開催

令和４年度第３回支部研修を令和５年３月 11 日に松戸商工会議所にて開催いたしました。年度最終の支部研修は初の試みとなります、他士業（社労士会）とのコラボ研修を行わせていただきました。行政書士業務においては他士業連携が必須であることは従前から唱えておりましたが、私たちが業務を遂行する上で抑えておきたい知識をぜひともこの機会にということで、企画しました。

建設業を１つのテーマとしましたがどんな業務にも応用が利く内容に、そしてパネルディスカッションという形式で行政書士目線からも社労士目線からも双方から気になることを質疑形式で潰していく、そんな形式で皆様からも前向きなアンケート回答をいただけました。ご参加した皆様本当にありがとうございました。

定時総会ご案内

◆東葛支部

令和５年度の支部定時総会を下記のとおり開催する予定で、現在準備を進めております。会員の皆様には、ぜひご出席をお願い致します。

議案書等は後日送付いたします。

日時：令和5年5月13日(土)15時開会
場所：松戸商工会議所（松戸市松戸1879－1）
＊今回は終了後の懇親会も予定しております。

◆千葉県行政書士会

令和５年度定時総会は、令和５年５月27日(土)開催予定です。

今年は会長選挙も予定されておりますので、多くの会員の皆様にご出席いただけますようよろしくお願い申し上げます。

支部会員の動向

（令和５年２月末現在）

個人会員	４６４名
法人会員	７名
合　計	**４７１名**

ジェロントロジーから読み解く行政書士業務の展望について

柏地区　関谷　一和

近年、相続・遺言業務を中心とする、いわゆる市民法務業務の分野で注目されているキーワードの一つとして「ジェロントロジー」があります。

日本行政書士会連合会（以下、「日行連」）が発行する「日本行政」の 2022 年 11 月号（9～12 ページ）及び同年 12 月号（12～16 ページ）において大きく特集されている、この「ジェロントロジー」をテーマとした研修が、当支部では既に 2021 年 9 月市民生活支援業務研究会にて開催されていますが、本稿でも、あらためてこのテーマに関する研究の概要をご紹介させていただくとともに、これにより大きく変わりゆくであろう将来の行政書士業務の在り方についての展望を、最近の総務省の動きと併せて考察したいと思います。

（１）ジェロントロジーとは何か

神奈川大学兼任講師の小林二三夫博士によれば、「ジェロントロジーは、加齢・高齢化に伴う心身の変化を研究し、高齢社会に起きる個人と社会の様々な課題を解決する研究である」とされています（注１）。

また、（株）ニッセイ基礎研究所上席研究員の前田展弘氏においては「“Aging”（個人の加齢と社会の高齢化）を研究対象とし、高齢社会における個人と社会の様々な課題を解決することを目的とした”課題解決型”の研究（学問）である」と紹介されています（注２）。

前田氏は、同じ寄稿の中で、現代日本を「長生きを喜べない社会」であると指摘しています（注３）が、これは成年後見業務やそこから派生する財産管理・身上保護若しくは死後事務などを業務として受任する会員各位が正に実感されているところではないでしょうか。個人においても社会においても本来は歓迎されるべき「長生き」が「リスク」になっている。こうした残念な認識が、近年のジェロントロジーにおける議論の前提としてあるわけですが、しかし、世界史を通観しても過去に例を見ない高齢社会に到達しているのが現在の日本であることを考えると、いま日本が直面している課題は「人類が歴史上初めて直面している課題」なのであり、課題解決には様々なチャレンジと試行錯誤が不可避であることはむしろ当然のことであるとも言えます。

（２）高齢社会におけるリーガルサービスの在り方について

こうした状況の中、様々な機関が様々な媒体において課題解決に向けたいくつかの考察や提言を行っていますが、ここで小林博士が特に注目されるのが、高齢社会におけるリーガルサービスの在り方についてです。

博士が日本行政における論考に先立ち「THINK 司法書士論叢　会報第 119 号」（2021 年）に寄せられた論文には以下のような記述があります（注４）。

「高齢者をめぐる問題は、医療、財産管理、日々の暮らし、自らの死後への配慮など多岐にわたっている。注目すべき点は、そのいずれにも法律問題がからんでいる点である。高齢者問題は、法律問題だが、多くは紛争性があるわけではなく、事務手続き的なことが多い。（中略）高齢化により法律家の助言、リーガルサービスを必要とする場面が多くなる。ここにいう法律家の助言は、訴訟を前提にしない日常生活に関係する法的事務の解決である。遺言書の作成、成年後見制度の利用、高齢者施設への入居契約、社会保障の申請など、多くが自ら申請しないかぎりサービスを受けられない事項である。（中略）高齢者の課題に直接的あるいは間接的に関与できる隣接法律専門職の活用が期待される。」（注５）

そして、博士はこうした「紛争性が少ない法的問題」は「行政書士にとって得意とする分野である」とも指摘されています（注６）。

（３）行政書士が行う市民法務業務に関する総務省の見解

さらに、小林博士は、同じ項の中で以下のように続けます。

「増加する高齢者の日常生活において地域社会で身近な行政書士がリーガルサービスを提供することは、行政書士の目的である『国民の利便に資し権利利益の実現に資する』ことにつながる。」（注７）

つまり、ジェロントロジーの研究成果に基づき実際に課題を解決する担い手として、行政書士は理想的な資格であると期待されている、と言うことができるのではないでしょうか。

このようなスタンスから日行連は、ここまで総務省を始めとする関係諸機関に対してプレゼンス強化の働きかけを行ってきました。そして、去る３月１３日、総務省より各都道府県行政書士担当部（局）長、全国銀行協会事務・決済システム部長及び第二地方銀行協会業務部長宛てに、次の内容を周知する通知が発せられました（注８）。

「行政書士又は行政書士法人が業として行う行政書士法第 1 条の 2 及び第 1 条の 3 第 1 項（第 2 号を除く）に規定する業務に関連して行われる『財産管理業務及び成年後見人等業務』は、行政書士法第 13 条の 6 第 1 号、行政書士法施行規則第 12 条の 2 第 4 号に規定する『行政書士の業務に附帯し、又は密接に関連する業務』に該当する。」

解釈が大変難しい論理構成ではありますが、現実に会員各位が試行錯誤してきた財産管理業務・成年後見業務等市民生活支援に関する業務の法的根拠を総務省が初めて示した意義は計り知れないほど大きく、小林博士や前田研究員が提言する「行政書士のリーガルサービス」を今後発展させていく上での最重要基礎とな

ることは間違いないでしょう。

（４）ジェロントロジー分野における行政書士業務の展望

この総務省通知は、一方で、業際問題に関する新しい見解を示した訳ではないことにも注意すべきでしょう。例えば、「行政書士が業として行う成年後見人等業務の例」として総務省は「財産目録、各種契約書等の作成等に関連して後見人等に就き、民法等の規定に基づき当該後見人等として行う被成年後見人（原文ママ）の財産調査等」を一例に挙げていますが、この考え方によれば、現場が渇望してやまない「後見等開始の申立て」に係る書類作成を行政書士業務として行えることにはならない、と考えるべきです。

今後、こうした業務範囲等に関する日行連からの見解等が示されていくことになるでしょうが、総務省をここまで動かすほどの立法事実を積み上げてきた先輩諸兄そして会員各位の尽力にあらためて敬意を表したいと思います。

そしてこれからも、先輩諸兄と同じように、支援の現場に寄り添い誠実かつ地道な努力を継続することが総務省見解を補強し、国民の期待に応える唯一の途であり、この途の先にこそ、「拡大し続ける高齢者市場」において「他の士業に先駆けて喜ばれる新たなサービス」を行政書士が提供する（注９）未来が開けていくものと考えます。

（注１）日本行政 2022 年 11 月号 9 ページ
（注２）（注３）日本行政 2022 年 12 月号 12 ページ
（注４）https://www.shiho-shoshi.or.jp/cms/wp-content/uploads/2021/05/5277c644bcd7c62303924b90630f3bb8.pdf
（注５）THINK 司法書士論叢　会報第 119 号 27～28 ページ
（注６）（注７）日本行政 2022 年 11 月号 10 ページ
（注８）連 con（gyosei.or.jp）より新着記事（2023 年 03 月 15 日【周知】行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて）
（注９）日本行政 2022 年 11 月号 10 ページ

役員改選にあたり

～この2年間を振り返る～

総務部

総務部長としてのこの２年間を振り返りますと、令和２年度ほどではありませんでしたが、新型コロナウィルス感染拡大防止と支部活動とのバランスを考えながらの運営となりました。

総務部の分掌は、役員会や総会の開催準備と運営、新年賀詞交歓会の実施、行政書士試験協力のほか各種規程の整備など、支部活動が円滑に進むように環境を整えることにあります。運営にあたり心掛けていたことは、安心して多くの会員の皆様にご参加いただくということでした。

お陰様で、２年ぶりの開催となった令和４年の新年賀詞交歓会、本年の賀詞交歓会ともに、例年よりも簡素化したにもかかわらず、60 名を超える皆様にご出席いただいたほか、行政書士試験監督員につきましても、多くの会員の皆様に快くご協力いただきました。ご参加いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和２年度から導入したオンライン会議なども併用しながら役員会を開催するなど、時代に合わせた変化も感じた２年間となりました。拙い運営ではありましたが、皆様の温かいご協力のおかげで、任期満了を迎えられることに感謝しております。

支部活動は、いかに多くの会員の皆様に関心を持っていただけるか、ご参加いただけるかに尽きると思います。そのためには、伊佐支部長が常日頃仰っている「会員同士のつながりをつくる」ことが欠かせません。これからも会員の皆様と広く繋がっていけるよう、微力ながら務めて参ります。

最後になりましたが、この２年間を支えてくれた部員、役員の皆様、会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

（総務部長　羽田久美子）

市民相談部

引き続き市民相談部を担当させていただき、多くの先生方のご協力を賜り市民無料相談会や広報月間の活動を実施することができました。

行政書士制度広報月間における街頭無料相談会は、新型コロナウィルス感染拡大防止のため松戸まつりが中止になったことを受け、この２年間も松戸会場での開催を断念せざるを得なかったことは遺憾に思っております。一方、令和４年度は、柏会場においては感染対策を講じてコロナ禍前の規模で実施することができました。また、流山会場において初めて実施し、行政書士制度についてアピールすることができましたことを嬉しく思います。

末筆ながら、多くの先生方のご協力を賜り、市民相談部の活動をすることができましたことに心より御礼申し上げます。

（市民相談部長　岩本章子）

親睦部

令和元年５月に副支部長を拝命し、親睦部を担当いたしました。その後令和３年度からも引き続き親睦部を担当させていただき、この２年間は橋本榮先生、イサニ友子先生、永木良一先生とご一緒に務めてまいりました。

４年前の就任時を振り返りますと、伊佐支部長より「会員相互のつながりはすべての基本、そのつながり作りを、特に新入会員の方々の支部への参加のきっかけ作りを」との方針を受け、親睦事業はその時楽しいだけではなく、参加をきっかけにつながりを作っていただき行政書士業務に何らかのプラスを持ち帰っていただくことを親睦部全員が意識してきました。

特に新入会員の方々の対応につきましては、支部事業へ継続して参加していただけるように、事業計画にも明記して親睦部の重要事項と位置付けました。

これは新入会員の方々のためだけではなく「つながりは当事者である会員のメリットだけにとどまらず、支部の組織力も向上させる。親睦は参加した会員、支部、双方に利益となる」という考えに基づいています。

しかしながら、令和１年度の後半からはコロナの拡大が続き、大きな波が何回も押し寄せてくる状況となり、感染拡大時は、新入会員向け交流会の web 開催、感染リスク低減のため野外で行えるイベントに変更などの対応、またはやむを得ず中止、また中止、という辛抱の時期が続きました。

ようやく今期に入ってからは、新入会員向け交流会のリアル開催、清水公園でのバーベキュー大会、支部親睦旅行は日帰りを２回開催し、概ね当初の計画通りとなりました。

この原稿を書いている３月 13 日にはマスク着用を緩和する方向に舵が切られました。今期最後の事業であります支部総会、その後の懇親会がコロナ前に近い形で実施できるように、また来期の親睦部の皆さんが正常化した中で親睦事業を行えるようにと祈念しています。

最後に、親睦部の皆さん、親睦事業にご参加、ご協力をいただきました支部の皆様に改めて心より御礼を申し上げます。

（親睦部長　大澤康人）

研修部

研修部長を拝命して２年の任期をまもなく終えようとしております。私自身がこの行政書士業務にて生活をさせていただいていることからも、そしてこの業界に対する思いからも、業務内容をお伝えする研修としての側面はもちろんですが、何か皆様のプラスになるようやってきました。日程の調整の面で皆様にご迷惑をおかけしたこと、双方向をと挑んだハイブリッドの配信面で不具合を与えてしまったこと、そして業務研究会の運営面で満足いくサポートが叶わなかったこと、これらは次期にも確実に引き継ぎましてよりよい研修部運営につないでいきたいと思います。

最後になりましたが、この２年間をサポートしていただいた研修部員の皆様、幹事の皆様、そしてあたたかい声をかけてくださった支部会員の皆様に熱く御礼申し上げます。

（研修部長　西中慶一）

広報部

新たに副支部長を拝命し、福島光三先生、飯田利治先生、半田直子先生と共に広報部を担当することとなった２年前が、昨日のことのように感じられます。それまでに部員として広報部に所属していた期間はありましたが、その際は当時の部長にすべてお任せ状態であったため、改めて広報部の仕事を見直したことを思い出します。

広報部の使命は、支部活動に関する情報や業務情報等を会員の皆様にわかりやすく伝えていくことです。そのためのツールとして支部だより、ホームページ、メールマガジン等があります。これらを広報部の４名で分担し、ローテーションの担当制とすることで部員全員がすべての業務に対応できるようにしてきました。その結果、ホームページやメールマガジンシステムの改善すべき点等を広報部内で共有することができるようになり、今期で改善できるところは改善し、できなかったところは次期への引継ぎ事項としていくこととといたしました。

また、本会の広報誌「行政書士ちば」へ支部事業等についての情報を掲載するため、福島光三先生に広報通信員を２年間担当していただきました。

この間、不慣れな部長をサポートして下さった広報部員の皆様、ご多忙にも拘わらず快く寄稿文を執筆してくださった皆様、そして広報部の活動を温かく見守ってくださった支部会員の皆様に心より感謝申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

（広報部長　渡邊英子）

支部親睦旅行報告

実施日：令和５年３月４日(土)
行先：房総いちご狩り
参加会員数：34 名(男性 24・女性 10)

前回９月の筑波山ハイキングに続いて第２弾の房総いちご狩り日帰り旅行が３月４日開催されました。

今回はコロナ禍始まって以来、参加者が総勢 34 名となり、新入会員はじめ大勢の支部会員が参加されました。

朝から快晴のもと予定通り８時に柏駅西口をバス出立、外環道・首都高速・アクアラインを経由 海ほたるで最初の休憩をとりました。途中渋滞があったもののバスの中では恒例の自己紹介や近況報告をしながら朝から和気あいあいと一路房総半島へ向けての旅の始まりでした。

木更津から舘山道経由、浜焼き市場きよっぱちで美味しい昼食をすませ、千倉 露地栽培のお花畑散策後、バスは一路今回の最終目的地のいちご狩りに向かいました。

笑顔笑顔、真っ赤な美味しい苺をほおばり全員大満足の旅でした。

帰りは道路状況もあって 16 号国道経由にて予定より少し遅れて柏駅西口に到着、楽しかった旅の一日を全員無事に終えることが出来ました。

まだコロナ感染対策を施しながらの親睦バス旅行でしたが、参加会員のご協力のもとにより深く交流の場が設けられたこと、親睦部員一同感謝申し上げます。

（親睦部　橋本榮）

新入会員の紹介

○梅下 大介

① 令和5年3月1日
② 行政書士法人アイサポート総合法務事務所
③ 柏市末広町4番1号 鈴木ビル5階
④ TEL 050-2018-0735
FAX 04-7196-6923
⑤ 前職とは異なる、全く新しい世界に飛び込んできました。できるだけ楽しんで、己を褒めて伸ばそうと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○岩本 泰平

① 令和4年10月10日
② 司法書士･行政書士ひだまり事務所
③ 柏市明原4丁目12番28号 宮森明原
④ TEL 04-7147-2350
FAX 04-7147-2351
⑤ 3 月に入会しました岩本と申します。相続･遺言関係業務に力を入れていきたいと思っております。

○吉田 一郎

① 令和3年2月1日
② イチロー行政書士事務所
③ 柏市大津ヶ丘 3-17-12-305
④ TEL/FAX 04-7114-2989
⑤ 東京会から移転してまいりました。運輸関係を取り扱いたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

■編集後記■

今年東京のソメイヨシノの開花は観測史上最も早く、その桜が満開になった頃、WBCで侍ジャパンが優勝、栗山監督が選手を「信じる力」が注目されていました。お互いを「信じる」ことができるようになるには、対面でのコミュニケーションが必要なのでしょうか。私は必須ではないものの、顔の見える関係になることで促進されると考えます。コロナ禍を超え、やっと対面コミュニケーションが図れるようになりました。支部のみなさんと顔の見える関係を築くことで信頼できる人とつながり、支部の組織力もアップしていきましょう。

（広報部 渡邊英子）